

～令和6年度八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内～

窓の断熱改修

1 申請期間

令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金) ※土日祝日・年末年始は除く

受付時間 : 8:30～17:00

※補助金の申請総額が予算に達し次第、申請受付が終了となります。

2 受付場所

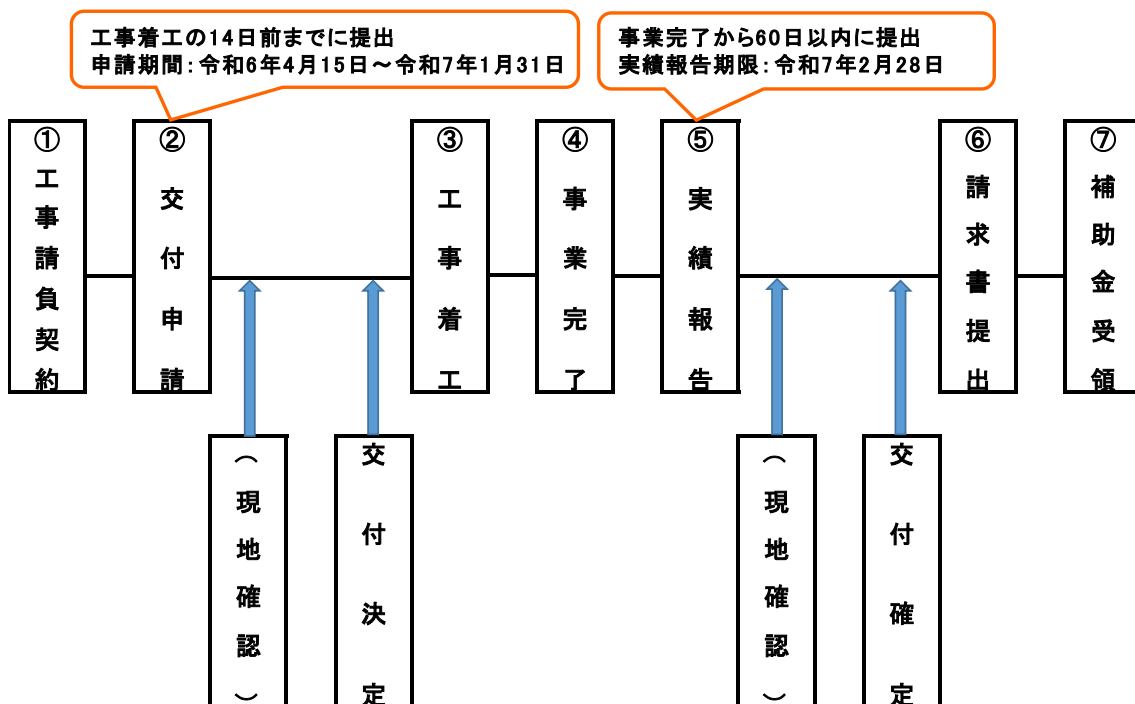
市役所2階 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

申請方法 : 窓口・郵送

※郵送での受付は、郵送到着日当日の窓口申請分受付後とします。

※不備なく、全ての書類をご提出いただいた日を受付日とします。

3 補助の流れ



4 補助金の額

補助対象経費×1/4(上限8万円)

(共同住宅または長屋(マンション等)の場合の上限額は8万円×改修を行う戸数)

※補助対象経費が補助金の額に満たない場合にはその額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

5 補助対象設備の要件

- (1) 未使用品であること。
- (2) 関係法令に準拠していること。
- (3) 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修(内窓の設置を含む。)するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)又は公益財団法人北海道環境財団(HEF)により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。

※室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。

(空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、室を区切る仕切りとして認められない。)

補助対象:リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。

※換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓)、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。

6 補助対象経費

設備本体(ガラス, 窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費, 内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠, カバー工法によるサッシ, 外部・内部シーリング等の費用, 仮設足場費, 既存設備の解体撤去費等)

※網戸, 雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含みません。

※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含みません。

※消費税, 地方消費税相当額, 国等の補助金額を差し引いてください。

7 補助対象設備を設置する住宅の要件

窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

かつ, 以下の要件のいずれかに該当すること。

- (1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
- (2) 第三者が所有し, 補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
- (3) 補助事業を実施する者が管理する, 市内に所在するマンション等。

8 補助対象者の要件

- (1) 『申請者＝契約者＝請求書名義』になっていること。

※名義の完全一致が原則になります。

認められない例)申請者:夫, 契約者・請求書名義:妻

上記の場合, 実績報告時 3 つの名義を統一していないと補助要件を満たさないことになり, 実績報告をいただいても補助の対象となりませんので注意してください。

- (2) 補助対象設備の設置費等を負担し, 当該設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し, 所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより設置し, 所有者がリース事業者等である場合を含む)。
- (3) 補助対象設備の設置をリースで行う場合には, 設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また, リース事業者は, リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。

なお, リース契約については, 次の各項のいずれかを満たすこと。

ア リース期間が財産処分制限期間(14(3)参照)以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は, リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

(4) 以下の要件を満たすこと。

申請者	補助対象者の要件
個人	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅において、共有者がいる場合又は第三者が所有する場合は、全ての共有者又は所有者から補助対象設備を設置することについて同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領又は八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づく補助を受けていないこと。</p>
マンション管理組合	<p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>

9 交付申請について

申請期間(令和6年4月15日(月)~令和7年1月31日(金))において、本体設置工事着工日(建売住宅は住宅の引渡し日)の14日前(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに、下記の書類を添えて申請してください。

※郵送の場合の期限は、令和7年1月31日(金)必着

申請時に必要な書類

1	<p>交付申請書(第1号様式)</p> <p>右上の日付は未記入のまま提出してください。</p>
2	<p>補助対象設備の概要(第1号様式 別紙1)</p> <p>申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。</p> <p>着工予定日には、本体設置工事着工予定日を記載してください。</p> <p>完了予定日には、補助要件となる工事等がすべて完了する日を記載してください。</p>
3	<p>契約書・注文書・見積書等の写し</p> <p>『申請者=契約者』であること。</p> <p>設置経費・工事着工日(完了日)が記載されていること。</p> <p>補助対象設備の設置をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写しを提出してください。</p>

4	(※補助対象設備の設置をリースで行う場合) 貸与料金の算定根拠明細書 (第1号様式 別紙2)
5	(※補助対象設備の設置をリースで行う場合) 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し 法人のみ提出してください。
6	設置設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し ガラスの仕様等が記載されていること。
7	設備の設置予定図面 ※「別紙1 平面図・立面図の提出方法」を参考にしてください。
8	設備の工事着工前の現況写真(カラー) 設置予定場所(周囲の壁等含む・建物における設置場所が分かるもの) ※「別紙2 写真の撮影方法」を参考にしてください。
9	窓の断熱改修をする住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類 以下のいずれかを提出してください。 ・ 建物全体写真(カラー) 足場が取れていることが確認できること。 ・ 家屋の固定資産課税台帳記載事項証明書又は納税通知書の写し ・ 検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し ・ 建物の登記簿謄本の写し 登記の日から1年以上のもの。
10	(※マンション管理組合による申請の場合) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 総会の議事録等
11	(※法人格をもたないマンション管理組合である場合) 代表者の本人確認書類(免許証, 健康保険証, 住民票等)の写し
12	(※マンション管理組合による申請の場合) マンション等であることを証する書類の写し 以下のいずれかを提出してください。 ・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第6条の規定による確認済証の写し ・ 賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類の写し 等
13	(※契約書等に工事着工日(完了日)が記載されていない, 契約書等に記載された工事着工日(完了日)を変更する等で, 工事着工日(完了日)がわかる書類が他にない場合) 事業期間申出書
14	手続代行届出書 (第8号様式) 事業者等が手続を代行する場合, 提出してください。 申請者の氏名は, <u>申請者本人</u> が自署または記名押印してください。
15	申請前チェックシート 提出前に書類を確認し, チェックを付けてください。

10 交付申請の内容に変更や工事の中止が生じた場合

変更とは？⇒申請時と同じ設備ではあるが、異なる型番の物を設置した場合等『八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書』(第3号様式)の提出が必要になりますので、必ずお問い合わせのうえ、ご確認ください。

11 設置工事の着工について

補助金申請を行った後、10日程度で申請者に交付決定通知書を送付します。通知を受けてから、本体設置工事を着工するようにしてください。

なお、申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合は、変更の届出が必要となります。

12 実績報告について

事業完了日から60日以内、または令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

なお、本市に住民登録の届出を済ませてから実績報告してください。

事業完了日とは、補助要件となる工事等がすべて完了した日をいいます。

※郵送の場合の期限は、令和7年2月28日(金)必着

実績報告時に必要な書類

	書類等
1	実績報告書 (第5号様式) 右上の日付は未記入のまま提出してください。 「年 月 日付け八千代市環指令第 号」には、 <u>交付決定通知書の右上の日付・指令番号</u> を記入してください。不明な場合は、未記入のまま提出してください。
2	補助対象設備の概要 (第5号様式 別紙) 申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。
3	領収書等の写し 割賦払いで領収書が出ない場合は、販売店が発行する支払い証明書の写しを添付してください。 補助対象設備の設置をリースで行う場合、提出不要です。
4	(※実績報告書(第5号様式)において、住民登録について市長が確認することに、同意しませんにチェックした場合) 住民票の写し(コピー不可) 設備を設置した住宅における申請者の住民票の写しで発行日から90日以内のもの ※マンション管理組合による申請の場合、提出不要です。

5	<p>設備設置が分かる写真(カラー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設置場所(周囲の壁等含む・設置した設備・建物における設置場所が分かるもの) ・設備の銘板(型番や製造番号が分かるもの) <p>※「別紙 2 写真の撮影方法」を参考にしてください。</p>
6	<p>保証書等の写し</p> <p>お客様名, 設置場所, メーカー名, 設置設備の品番, 引渡し日, 保証開始日, 事業者名等が記載されていること。</p> <p>保証書の写しの提出が難しい場合は, 窓の性能を証明する書類, 出荷証明書又は出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)の写しを提出してください。</p>
7	<p>(※申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合)</p> <p>事業期間変更届出書</p>
8	<p>遅延理由書</p> <p>事業完了日の翌日から起算して 61 日以上経過した場合には提出が必要になります。</p> <p><u>遅延理由書の提出により, 実績報告書の締め切り日(令和 7 年 2 月 28 日)が延長されるわけではありませんのでご注意ください。</u></p>
9	<p>交付請求書(第 7 号様式)</p> <p><u>押印の省略が可能となったため, 様式に押印欄がありますが, 請求者の押印をせずに提出しても構いません。従来どおり押印したもので問題ありません。</u></p> <p>右上の日付は未記入のまま提出してください。</p> <p>実績報告時にはまだ額の確定の通知をしていないため, 「<u>年 月 日付け八千代市環指令第 号</u>」は未記入のまま提出してください。</p> <p>補助対象設備の設置をリースで行う場合, 委任状も提出してください(押印省略不可)。</p> <p>また, リース事業者が押印を省略する場合は, 本件責任者氏名, 本件担当者氏名, 連絡先を余白に記載してください。</p>
10	<p>(※申請時の代行者を変更する場合または実績報告のみ代行者が手続する場合等)</p> <p>手続代行届出書(第 8 号様式)</p> <p>事業者等が手続を代行する場合, 提出してください。</p> <p>申請者の氏名は, <u>申請者本人が自署または記名押印</u>してください。</p> <p>※申請時の代行者から変更がない場合, 提出不要です。</p>
11	<p>実績報告チェックシート</p> <p>提出前に書類を確認し, チェックを付けてください。</p>

13 補助金の支払いについて

実績報告提出後、2週間程度で申請者に交付額確定通知書を送付します。また、補助金の支払いについては、実績報告後、概ね4週間後を予定しています。

14 その他の注意事項

(1) 書類の記入について

各種書類は、油性の黒のボールペンで記入し、消せるボールペンや修正テープ、修正液等は使用しないでください。

(2) 事前審査について

EメールやFAX、データ持ち込みでの事前審査は行っておりませんので、ご注意ください。

(3) 財産の管理・処分の制限について

財産処分制限期間である10年を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡・処分はできません。もし、耐用年数期間内に処分・譲渡をした場合は、補助金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

15 提出・問い合わせ先

八千代市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

電話：047-421-6767(直通)

メール：kankyou1@city.yachiyo.chiba.jp

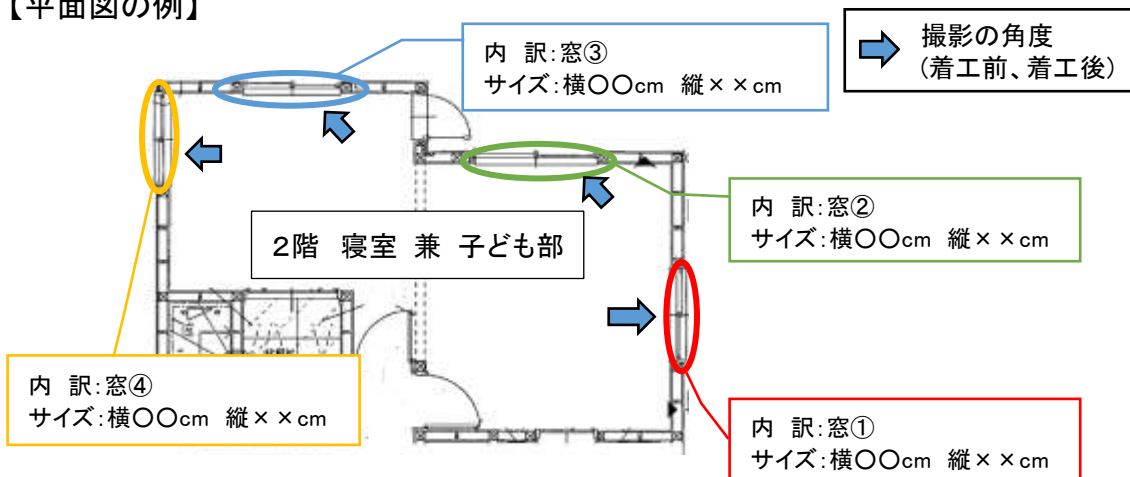
別紙1 平面図・立面図の提出方法

- (1) 平面図及び立面図について、断熱改修した窓の場所が分かるように、マーカー等をしてください。
- (2) 別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- (3) 写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

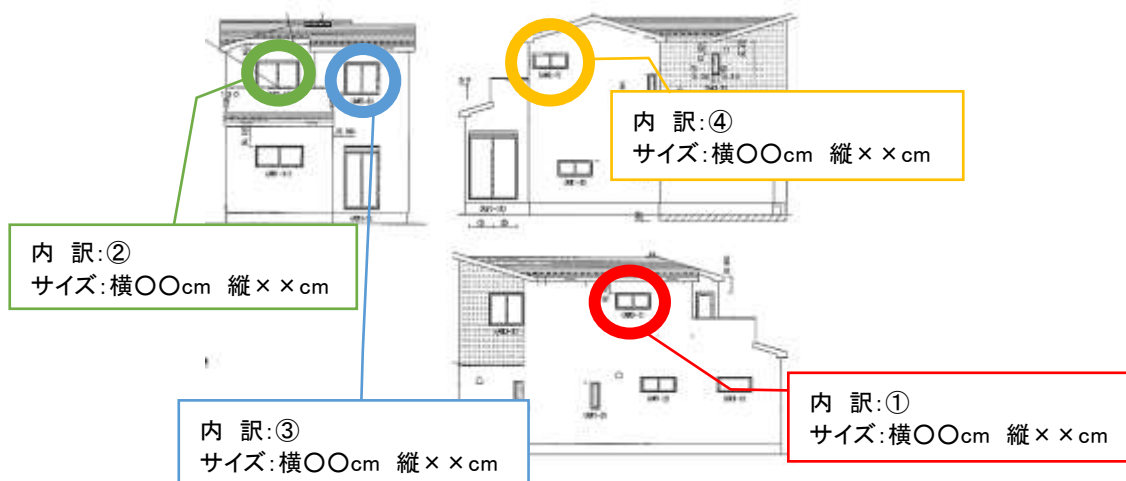
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



別紙2 写真の撮影方法

- (1) 必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- (2) 対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
 - ・工事作業中の写真も撮影する
 - ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- (3) 工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- (4) 設置した全ての窓を撮影してください。
- (5) 設置した窓全体を撮影してください。
- (6) カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの(机、棚、観葉植物等)は除いてから撮影してください。
- (7) 設置した窓の位置が分かるようにしてください(「別紙1 平面図・立面図の提出方法」をご参照ください)。